

社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成16年 3月 1日
社協規程第 11号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬、費用弁償の額及びその支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員 会長、副会長、常務理事、理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 会長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員等（以下「委員等」という。）

(報酬)

第3条 役員等に報酬を支給するものとし、その額は別表1のとおりとする。

2 報酬の支給日は、次に定めるところによる。

- (1) 報酬が月額で定められている役員等 毎月その月分を本会職員給与規程第8条に規定する日
- (2) 報酬が日額で定められている役員等 原則としてその都度

3 報酬が月額で定められている役員が新たに選任又は委嘱された場合は、選任又は委嘱された日から支給し、退任等した場合は、退任した日までの額を日割り計算により支給する。日割り計算の方法は、報酬月額に支給する日数を乗じ、その月の現日数で除すものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、本会及び地方公共団体等の職員には、報酬を支給しないことができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、別表2に定める費用を弁償する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成16年3月1日規程第11号）
この規程は、平成16年3月31日から施行する。

附 則（平成16年9月21日規程第22号）
この規程は、公布の日から施行し、平成16年6月1日から適用する。

附 則（平成17年3月17日規程第3号）
この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年5月30日規程第38号）
この規程は、平成18年6月1日から適用する。

附 則（平成19年3月26日規程第6号）
この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年8月12日規程第14号）
この規程は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月31日規程第8号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規程第6号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規程第22号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第7号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規程第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 報酬額（第3条第1項関係）

区分	報酬の額	
会長	月給	70,000円
副会長	日額	6,000円
常務理事	月額	230,000円 の範囲内で予算で定める
監事	監査	日額 5,000円
	その他	日額 4,000円
その他の役員及び評議員	日額	4,000円
弁護士、司法書士、医師	日額	6,000円
委員等	日額	1,000円

別表2（第4条関係）

区分		日額
日当	市内	1,000円 ただし、常務理事は除く
	県内	1,100円
	県外	1,200円
交通費及び宿泊費		本会旅費規程による。